

## 綾瀬市教育指導研究会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市教育指導研究会の設置、組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 綾瀬市立小・中学校の児童生徒の教育指導の充実を図るため綾瀬市教育指導研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる研究部会の代表者をもって組織する。

### (所掌事項)

第4条 研究会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童生徒の教育指導研究についての総括的事項に関すること。
- (2) 研究部会相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

### (会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により決定する。
- 3 会長は会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

### (研究部会)

第7条 研究会に専門的な研究及び研修を行う研究部会を設置する。

- 2 研究部会の所掌事項は、別表に掲げるとおりとする。

### (部会長及び副部会長等)

第8条 研究部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職

務を代理する。

5 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、研究部会において行った研究及び研修内容を会長に報告しなければならない。

(任期)

第9条 研究会の委員及び研究部会の部会員の任期は、1年とする。

(庶務)

第10条 研究会の庶務は、会長の属する小・中学校において処理する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

研究部会の名称	所掌事項
綾瀬市小・中学校教育研究部会	小・中学校教育課程における各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を基本として教育指導上必要な事項について専門的な研究及び研修の実施に関する事。
綾瀬市小学校体育研究部会	小学校の総合的な体育活動に必要な事業についての研究及び研修の実施に関する事。
綾瀬市小・中学校校長会・教頭会連合部会	小・中学校について調和のとれた学校経営及び運営を図る研究及び研修の実施に関する事。
綾瀬市県外学校経営研究部会	県外の優秀な学校経営の調査研究に関する事。
綾瀬市学校図書館協議会部会	小・中学校図書館の充実を図る研究及び研修の実施に関する事。